

## 新島村地域力向上事業交付金交付要綱

平成21年 3月1日 村長決定

平成25年 4月1日 一部改正

平成28年 4月1日 一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、村長が認める村内グループ・団体（以下「村内グループ等」という。）が、独自に実施する「地域力の向上事業」に対して、村が予算の範囲内において、その活動費の一部を助成するために交付する「新島村地域力向上事業交付金」（以下「交付金」という。）について、必要事項を定めることを目的とする。

### (交付対象事業)

第2条 この交付金の対象となる事業は、村内グループ等が実施する「地域力向上のための事業」とし、国および東京都並びに村の補助制度があるものを除く。ただし、村長が認める場合は、この限りではない。

### (交付金の交付基準)

第3条 交付金は、第2条に規定する村内グループ等が実施する事業の内容、地域活性化効果等を勘案のうえ、審査・決定する。

### (計画書の提出)

第4条 交付金の交付を受けようとする村内グループ等の代表者は、あらかじめ、事業計画書（別記第1号様式）を作成し、必要な書類を添付して、村長に提出しなければならない。事業計画書の内容を変更した場合においても同様とする。

### (交付金の交付内示)

第5条 村長は、第4条の規定により提出された事業計画書を、第3条の基準により審査し、交付することが適当と認められた事業について、予算の範囲内において交付金の交付を決定し、当該グループ等の代表者に内示（別記第2号様式）する。

### (報告及び審査)

第6条 村長は、交付金に関し必要あるときは、交付金の交付を受けようとするグループ等の代表者または交付を受けたグループ等の代表者から報告を求めることができる。

### (交付金の交付申請)

第7条 第5条の規定による内示を受けたグループ等の代表者は、交付金交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第8条 村長は、第7条の規定により交付金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付することを適当と認めるときは、交付金の交付額を決定するとともに、その旨を当該グループ等の代表者に通知（別記第4号様式）するものとする。

(是正のための措置)

第9条 第8条の規定による審査の結果、交付することが適当と認められないときは、交付の対象となる事業につき、交付決定の内容を適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付金の限度額)

第10条 交付金の限度額については、上限を50万円とする。ただし、村長が認めた場合についてはこの限りではない。

(交付金の概算払い)

第11条 村長は、第8条の規定に基づき当該グループ等の代表者から事業終了前に概算払いの請求（別記第5号様式）があった場合、交付決定額の80%を上限として、必要に応じて概算払いを行うことができる。

(実績報告)

第12条 交付金の交付を受けたグループ等の代表者は、交付対象事業終了後、速やかに実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添付して村長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第13条 村長は、第12条の規定により、当該グループ等の代表者から事業実績報告があったときは速やかに審査し、適切と認められたときは交付金の額を確定し、その旨を当該グループ等の代表者に通知（別記第7号様式）しなければならない。

(交付の精算)

第14条 交付金の概算払いを受けた当該グループ等の代表者は、第13条による額の確定を受けた後、速やかに交付金概算払清算書（別記第8号様式）を提出し、交付金の精算をしなければならない。

(決定の取り消し)

第15条 村長は、次のいずれかに該当したときは、交付金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金の交付に必要な書類等に、事実と異なる記載をし、不当に交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を第5の規定により交付することが適当と認められた事業と異なる事業に使用したとき。

(3) 第 11 の規定による実績報告書において、事実と異なる報告をしたとき。

(4) その他この交付金の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(交付金の返還)

第 16 条 第 15 の規定により交付金の決定の全部または一部を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、当該グループ等はその取り消しに係る額を村長の指定する日までに返還しなければならない。

2 交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満を除く。）を納付しなければならない。

3 返還を命ぜられた交付金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満を除く。）を納付しなければならない。

第 17 条 この交付に関しては、新島村補助金等交付規則（昭和 58 年 3 月 10 日規則）の規定を受けるものとする。

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この交付金に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

本要綱は、公布の日から平成 31 年 3 月 31 日まで有効とする。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 新島村地域力向上事業交付金交付実施細目

### 1 目的

この実施細目は、活力ある村づくりを推進するために新島村内の各種グループ等が行う事業を対象として、新島村地域力向上事業交付金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 交付対象事業

#### (1) 対象事業

地域の活力を向上させるにふさわしい次に掲げる事業で、新島村における活性化を促進する上で効果があると認められる事業。

##### ア 地域産業の振興

- ① 特産品の開発、高付加価値化等地場産業の育成、産業後継者の育成
- ② 観光資源の開発、ホスピタリティの醸成、イベントの開催等観光の振興

##### イ 文化の振興

- ① 伝統文化の継承、新しい文化の創出、郷土の歴史的遺産の発掘、調査・研究等文化の育成
- ② 音楽、芸術祭等の文化的イベントの開催等文化活動の推進

##### ウ 交流の促進

- ① 各種健康、スポーツ大会、フェスティバル、地域活動への参加促進等村民の交流
- ② ふるさとPR、国際的イベント等地域間・国際交流

##### エ 人材の育成

- ① ボランティア活動の促進、まちづくりリーダーの育成
- ② 講座、教室等住民のための学習機会の提供

##### オ 地域コミュニティの醸成

- ① 地域内完結型イベントの開催
- ② 自治会活動の推進

カ その他活力ある村づくり推進のための事業で、地域の発展・活性化につながる事業

#### (2) 対象外事業

次のような事業は交付金交付の対象外とする。

##### ア 施設の整備事業

##### イ 特別の受益者に経費負担させることが適当な事業

##### ウ 用地の取得

##### エ 他団体・グループ等に対する出資

##### オ 年間を通しての経常的な活動経費

##### カ 外部委託のみに止まる事業

##### キ 視察のみに止まる事業

##### ク 物品購入のみに止まる事業

##### ケ 国、都及び新島村の他の補助制度のある事業で、村長が交付対象事業と認めた事業

##### コ 団体の周年記念を目的とする事業

##### サ 営利を目的とする事業

#### (3) 対象外経費

次のような経費は交付金交付の対象外とする。

##### ア 申請団体員への謝礼、高額な謝礼、公務員に対する謝礼、活動の実施に要する人件費

##### イ 会議・打ち合わせ以外のために支出する食料費、アルコール・ジュース、菓子・弁当等

##### ウ 金券および個人に贈る贈答品などの物品購入費

##### エ 村に対する報告書の作成経費

##### オ ガソリン代、光熱水費、電話代、ホームページの更新手数料、電波利用料などの役務費

##### カ 助成対象経費の5割を超える委託料

##### キ 助成対象経費の5割を超えるレンタル・リース料

### 3 その他交付基準

2- (1) に掲げるように、幅広く村内グループ等の行う事業を交付対象としますが、申請者自ら積極的活動を伴う事業、地域への波及性の高い事業をより優先します。

- (1) 交付金は、交付の対象となる事業費を基準に、事業の緊急性を勘案し1事業ごとに算定する。
- (2) 交付金の交付率は、交付対象事業費の80%以内とする。
- (3) 同一事業については、原則として単年度のみ交付対象とする。但し、2ヵ年以上継続することが適当と認めた場合はこの限りではない。
- (4) その他、謝礼、旅費、備品購入費、食料費等については、必要と認める最低限の範囲のみ交付対象とする。